

主な施設の使用料・手数料の改定内容(抜粋)

施設	料金改定の一例	問い合わせ
させほ市民活動交流プラザ	●事務所 1ヵ月23,080円⇒20,290円 ●会議室 無料⇒1時間40円	市民協働推進室 ☎24-1111
男女共同参画推進センター	●研修室1 目的利用 無料⇒1時間70円	人権男女共同参画課 ☎24-1111
公園のスポーツ施設	●多目的広場1コート 無料⇒1時間100円	公園緑地課 ☎24-1111
サン・アビリティーズ 佐世保	●健常者利用・体育室をスポーツ目的利用 練習利用全面 2時間1,780円⇒1時間1,330円	障がい福祉課 ☎24-1111
試験検査手数料	●水質4,400円以内⇒5,900円以内 ●食品4,720円以内⇒6,150円以内	試験検査課 ☎24-1111
抑留犬飼養管理手数料	●飼養管理費1日1頭320円⇒360円	生活衛生課 ☎24-1111
教育集会所	●集会室の目的外利用9～12時940円⇒1時間520円(一律)	社会教育課 ☎24-1111
市民文化ホール	●ホール利用9～12時3,560円⇒1時間1,530円(一律)	
体育文化館	●体育館(練習)バスケットボール1面 1時間890円⇒市民1,060円、市外1,330円	スポーツ振興課 ☎24-1111
総合グラウンド	●プール(個人)高校生・一般410円⇒市民450円、市外600円 ●野球場(練習)1時間一般940円⇒1,400円	
東部スポーツ広場	●体育館(練習)・ハンドボール1面 1時間1,780円⇒市民2,120円、市外2,660円	
北部ふれあいスポーツ広場	●多目的広場・ソフトボール1面 1時間520円⇒市民520円、市外700円	
温水プール	●個人2時間 高校生以上350円⇒市民440円、市外520円 中学生以下170円⇒市民220円、市外250円	
吉井・世知原地区体育施設	●吉井北部運動広場 半面1時間520円⇒市民200円、市外530円	
宇久地区体育施設	●野球場(練習)1時間740円⇒市民660円、市外870円	
小佐々地区体育施設	●海洋スポーツ基地 シーカヌー 1人乗り2時間100円⇒150円	
江迎地区体育施設	●中央体育館バレーボール1面1時間720円⇒市民640円、市外860円	
鹿町地区体育施設	●千鳥越野球場 1時間520円⇒780円	
総合教育センター	●中研修室1 市民で教育目的 無料⇒1時間70円(一律) 市外・目的外利用 9～12時940円⇒1時間360円(一律)	総合教育センター課 ☎76-7330
各地区公民館	●中央公民館講座室1 市民で社会教育目的 無料⇒1時間70円(一律) 市外・目的外利用 9～12時940円⇒1時間360円(一律)	各地区公民館へ
ソレイユ吉井	●研修室 3時間2,160円 ⇒1時間 市民230円、市外・営利310円	農業畜産課 ☎24-1111
国見の郷	●会議室 1時間520円⇒市民240円、市外・営利320円	
しかまち活性化施設	●会議室 1時間720円⇒市民140円、市外・営利190円	
吉井構造改善センター	●体育室 1時間1,340円⇒市民360円、市外・営利490円	
冷水岳ふるさと物産館	●展示休憩室 1時間100円⇒150円	

※上記の改定内容は一部だけを記載したものです。詳細については市ホームページをご覧ください。各担当課へお尋ねください。

77施設の使用料、手数料が変わります 4月から公共施設等の料金を改定します

利用者と市民の負担感を公平に

本市はこれまで教育文化施設や公民館、スポーツ施設など多くの公共施設の整備を進め、住民福祉の向上を図ってきました。施設の運営には維持管理などの経費(コスト)が掛かりますが、これらの経費は利用者からの使用料などと市民の皆さんの税金でまかなっています。

しかし、現状では施設の維持管理費の多くを税で負担しており、利用者と未利用者の間で負担の公平性が保たれていませんでした。加えて、市町合併で施設の数が増えましたが、同種の施設間で料金が異なるなどの問題も生じていました。

また、少子高齢化などに伴う税収の減少や、社会保障費の増加などが今後も見込まれるため、支出削減などの努力を続けたとしても、将来、現在と同程度の維持管理ができなくなるという状況が予測されています。

こうした状況を是正するためには、受益者(利用者)負担と税(市民)負担の割合についての考え方を明確にした上で、利用者に相応の負担を求めていくことが必要です。

このようなことから、税負担の均衡を図るとともに、使用料収入で施設管理などの市民サービスを行っていくため、公共施設などの使用料・手数料の一部を改定しました。新料金は4月から適用されます。

使用料算定の考え方

負担割合がおおむね妥当なものとなるよう、以下の基本的な考え方に基づいて使用料を算定しています。

①経費(コスト)の明確化

各施設の管理運営や施設整備に掛かる費用を把握し、使用料算定の対象となる費用を明確にします

②受益者負担割合の設定

市のサービスは、公園や公民館など民間では提供されにくいものや、駐車場やプールなど民間でも実施しているものがあります。各サービスを公共性と収益性で分類し、収益性の高いものは負担率を上げるなど、種別ごとに受益者負担割合を設定します

③類似施設間での格差解消

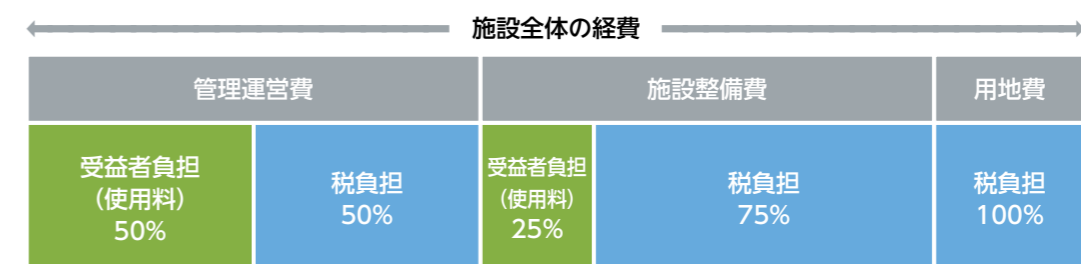
同種の施設でも目的ごと(公民館の体育室とスポーツ施設の体育館など)に料金が異なっていました。そこで、類似機能を持つ施設の負担割合は原則として統一し、同種施設間での格差を解消します



料金改定に伴い、利用者の皆さんにはご負担をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

☎財政課 ☎24-1111

受益者負担割合のイメージ



※受益者負担割合を管理運営費50%、施設整備費25%とした場合の例です。

サービス提供に必要な費用のうち、国や県などからの補助金を除いて、管理運営費や施設整備費を経費(コスト)とします。受益者負担率は、各施設を公的関与の基準と収益性の観点から分類して、0～100%の間で設定します。